

栄養教諭等による食に関する指導等の充実を図るため、栄養教諭等が行う給食指導等の食に関する指導について整理を行うとともに、令和5年7月5日付「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）」で示した「栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例」について、別表のとおり改めましたので、送付いたします。

7 初健食第2号
令和7年4月30日

各都道府県・指定都市教育委員会

人事 主管 課 長
学校給食 主管 課 長 殿
研修 主管 課 長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

常盤木 祐 一

文部科学省初等中等教育局財務課長

安 井 順一郎

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

郷 家 康 徳

栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（通知）

平成17年4月に栄養教諭制度が開始されてから20年が経過しました。栄養教諭は「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」職として、学校において学校給食等を活用した食に関する指導を行う中心的な役割を担っており、制度創設時の平成17年度時点の34人から年々増加し、令和6年度には6,945人の栄養教諭が配置されています。

栄養教諭については、学校栄養職員が主として学校給食の管理を担うのに対し、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことを本来の役割としています。が、現状、学校給食の管理に関する業務に比重が置かれ、栄養教諭としての本来の役割を果たせていないのではないか、また、栄養教諭が単独で食に関する指導を行う場合の取扱いについて、文部科学省が発行する文書等において様々な見解が示されているところであり、このことが、学校における食に関する指導において、栄養教諭等（栄養教諭及び学校栄養職員をいう。）の活用を阻んできたのではないかと、といった指摘があるところです。

このため、この度、栄養教諭等が行う食に関する指導について、以下のように整理しましたので、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町

村教育委員会、所管する学校に対して周知するとともに、今回の整理を踏まえ、各教育委員会及び各学校長が、栄養教諭を食に関する指導における中心的な役割を担う教員として位置付け、各学校において一層活用ができるようお取り計らい願います。

1. 給食指導及び給食を活用した食に関する指導について

(1) 栄養教諭又は学校栄養職員単独での給食指導について

- 小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（特別支援学校学習指導要領において、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に示すものに準ずるとされている場合を含む。）において、学校給食は、特別活動の第2の〔学級活動〕の2「内容」で、「(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」の中に位置付けられています。この点について、小学校学習指導要領（平成29年告示）解説特別活動編及び中学校学習指導要領（平成29年告示）解説特別活動編第3章第1節「3学級活動の指導計画」では、「学校給食の特質は、例えば、よりよい食習慣や人間関係の在り方などについて、食事を中心とする給食の時間における児童の実践活動を通して体得することにあるのである。したがって、給食の時間に、これらの内容を指導計画に基づいて指導する場合には、学級活動の時間とすることができるのである。ただし、その場合、別表第1に示された標準授業時数以外の時間と考えて計画し、実践することになる。」と示されています。
- また、同「2 学級活動の内容」では、「学級担任の教師による指導が原則であるが、活動の内容によっては、他の教師等の専門性を生かすと効果的である場合も予想される。例えば、健康や安全、給食の問題、読書などを取り上げる場合、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、司書教諭などの協力を得て指導に当たるようにすることは望ましい配慮である。」と記載されています。
- 一方、文部科学省が発行する「食に関する指導の手引―第二次改訂版―（平成31年3月）」（以下、「手引」という。）においても、「学級担任には、栄養教諭と連携しながら、献立のねらい、栄養管理の状況を理解した上で給食の配食を行い、全体及び個別の指導を行うことが求められます」と示されています。
- 栄養教諭の本来の役割は、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことであり、学校給食法においても、栄養教諭は「学校給食を活用した食に関する実践的な指導」を行うものと規定されています。また、栄養教諭制度創設に関する中央教育審議会の答申（食に関する指導体制の整備について）（答申）（平成16年1月20日）においても、「各学級における給食の時間や学級活動における指導は、一般的には学級担任が年間指導計画を作成して行うものであるが、食に関する指導の充実のため、その指導計画に基づいて栄養教諭が指導の一部を単独で行うなど、積極的に指導を担っていくことが大切である。」と示されています。
- こうした栄養教諭制度創設の趣旨等を踏まえると、栄養教諭の免許を有する者に

については、給食の時間が学級活動に位置付けられているか否かにかかわらず、単独で給食指導を実施できると解すことができ、今後、学校において栄養教諭の校務分掌を定めた上で、栄養教諭は積極的に単独で児童生徒に対する給食指導を実施するようお願いします（必ずしも学級担任等とのチーム・ティーチングである必要はありません）。

- なお、栄養教諭の免許を有しない学校栄養職員が、学級活動として位置付けられる給食の時間における指導を行う場合については、学級担任等とのチーム・ティーチングにより実施することになります。ただし、「食」に関する指導の充実について（通知）」（平成10年6月12日 文部省体育局長通知）で示しているように、特別非常勤講師として学校栄養職員がこうした指導を単独で行うことは可能です。

（2）栄養教諭による食の指導の充実について

- 栄養教諭の配置については、学校規模や学校給食の単独調理場方式と共同調理場方式の別、任命権者等の意向により異なっており、学校や共同調理場の地理的状況等もあいまって、栄養教諭による給食指導の頻度等も様々です。
- 一方、学校給食の管理のみならず、給食を活用した食に関する指導が栄養教諭の本来の職務であることを踏まえると、兼務校・巡回校の校数や本務校からこれらの学校への移動時間等を考慮しつつ、他の職員（実際の調理を担う学校給食調理員を含む）との業務内容の整理・分担を行った上で、各栄養教諭が週の大半（おおむね週4回以上を目安）において、給食を活用した食に関する指導に従事することが想定されます。
- なお、栄養教諭が単独で給食指導を行う場合には、学級担任等と当該栄養教諭が、食物アレルギーを有する児童生徒又は特別な支援を必要とする児童生徒に関する配慮事項等の情報を共有しておくことが重要です。また、学級担任が給食の時間の一部を学級活動として位置付けた上で、栄養教諭が単独で給食指導を行う場合には、指導計画の作成や評価に当たり、情報共有等の連携が求められます。

2. 各教科等における食に関する指導について

- 学校における食育の推進について、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領第1章（総則）（特別支援学校学習指導要領において、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に示すものに準ずるとされている場合を含む。）では、「体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」とされています。
- 給食の時間以外の各教科等における食に関する指導については、対象となる学校種別及び教科別の免許を有する学級担任や教科担任等が主として担当するもので

すが、栄養教諭については、その専門性を生かしつつ、学級担任や教科担任等に対し、指導の参考となる資料を提供することなどはもちろん、学級担任や教科担任等による指導計画の作成や評価に当たって連携すること、さらにその指導計画に基づき直接指導を担うことにより、積極的に関わるようお願いします。具体的な栄養教諭の関わり方については、手引において各教科等別に示されています。

3. 食に関する健康課題の相談指導について

- 偏食や肥満・痩身、食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談及び指導については、栄養教諭の重要な役割の一つです。学校給食法においても、「食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導」を行うと規定されています。栄養教諭は、その専門性を生かして、児童生徒等への日常的な相談・指導に対応する学級担任等を支援するとともに、特に高い専門性が求められ、学級担任等だけでは十分な対応が困難なケースに対応し、児童生徒や保護者と直接、相談・支援するなど、他の教職員と連携しながら、校内体制の中で中心的な役割を果たす必要があります。
- また、学校栄養職員についても、栄養教諭に準じてこうした指導を行うよう努めるものとする学校給食法に規定されています。学校栄養職員は管理栄養士又は栄養士の資格を有する職員であることから、栄養に関する専門性を生かし、食に関して特別の配慮を必要とする児童生徒への指導又は、学級担任等への支援が期待されます。
- なお、特別の配慮を必要とする児童生徒に対する個別的な指導については、学習指導要領に基づく一斉指導とは異なるものであり、栄養教諭及び学校栄養職員のいずれであっても、特別非常勤講師としての届出は不要になります。

4. 栄養教諭の校務分掌について

- 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる職として各学校に置くことができる教職員であり、学校給食が単独調理場方式で行われている場合はもとより、共同調理場方式で行われている場合であっても、栄養教諭は、基本的にはいずれかの学校を本務校として配置されています。
- このため、各校長は、栄養教諭についても、学校規模、教職員の配置人数や経験年数、各学校や地域の実情等に応じて、具体的に校務の分掌を定める必要がありますが、その際、栄養教諭も他の教諭等と同様に、学校の運営管理に関する事項を校務分掌として担当することが期待されることから、令和5年7月5日付け「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）」で示した「栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例」について、以下の別表のとおり改正します。

- 特に、食に関する業務に限らず、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA 対応、部活動指導など他の教師と同様に校務分掌を担うことが期待されます。
- また、「保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること」については、学校・家庭・地域が連携して食育を推進することが重要であり、各地域において好事例が展開されていることから、栄養教諭は、学校における食育推進の要として、主に食に関する家庭や地域の連携の際に、教職員間の連絡・調整を図り、それぞれの活動を協力・支援し、学校外との渉外に努め、地域との連携事業を実施する等の役割を担うことが期待されます。
- 一方、栄養教諭等は、必ずしも 1 校に一人配置されておらず、複数校を兼務したり、他校への巡回指導等を行っていたりする者も多いことから、特に、「学校の管理運営に関すること」については、こうした状況を考慮し定めることになります。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内 2095）

別表 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育その他の学校の教育活動に関する事	各教科等における指導に関する事	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導その他の学校の教育活動への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）
		食に関する健康課題の相談指導に関する事	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等） 食に関する健康課題に係る保護者からの相談への対応
2	主として学校給食の管理に関する事	栄養管理に関する事	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関する事	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）
3	主として学校の管理運営に関する事	学校の組織運営に関する事	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営への参画 学校業務改善の推進
		研修に関する事	校内研修の企画、実施及び受講 教育委員会が実施する研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関する事	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関する事	学校の安全計画等に基づく安全点検

備考

(一) 上記に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて栄養教諭が担うことが必要と校長が認める

- 職務については、食に関するものに限らず、校務分掌に位置付けることが可能である。
- (二) 校長が具体的に校務分掌を定める際には、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA 対応、部活動指導など他の教師と同様に校務分掌を担うことが期待される。